

監査報告書

学校法人東京理科大学

理事会 御中

評議員会 御中

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京理科大学寄附行為第10条第2項の規定に基づき、2019年度の学校法人東京理科大学の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会その他の主要な会議に出席するほか理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、各校舎の業務及び財産の状況を調査しました。また会計監査人と連携を取り、業務及び財産の状況を監査いたしました。

監査の結果、学校法人東京理科大学の業務の執行に関しては法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく、また2019年度の学校法人東京理科大学の財産の状況は適正なものと認められます。

2020年5月11日

学校法人東京理科大学

監事 浅子 弘美
監事 井上 伸一